

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限の改正について

「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」では、競争的資金において不正を行った者に対し、当該競争的資金及び他府省を含む他の競争的資金について応募資格を制限することとしています。平成24年10月17日、本指針について以下のとおり改正しました。

改正の趣旨

研究機関における公的研究費の適切な管理・監査体制を求めてきたにもかかわらず、依然として、悪質性の高い事案を含む、競争的資金の不正使用が見られる。

研究費の不正使用や不正受給、研究上の不正行為への対応として、応募資格を制限することとしているが、行為の内容にかかわらず硬直的な運用となっている。



現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて応募資格を制限することができるように改正した。

改正のポイント

私的流用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化

< 改正前 >
5年



< 改正後 >
10年

私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化・適正化

< 改正前 >
2～4年

不正使用の用途により一律的に判断

(例: 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合(預け金・プール金等)は、一律で4年間、応募資格を制限する)



< 改正後 >
1～5年

不正使用の行為内容に応じて判断

(例: 不正使用を行った額や年数等に応じて応募資格の制限期間を判断する)

社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、厳重注意を通知する。

善管注意義務違反 に対する応募資格の制限の新設

最大2年

「善管注意義務違反」とは自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指す。

適用時期

平成24年10月17日の改正日以降、各府省で所要の手続きを経た上で、応募資格を制限するものから順次適用する。ただし、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

< 不正使用及び不正受給への対応 >

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外で { 、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 、及び 以外の場合、2～4年 、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)